

# 水産流通適正化制度の事業者の届出

## 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**行政庁（水産庁）又は都道府県**への届出が必要です。

### 1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※

※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

### 2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
  - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。

### 3 届出先

届出する者	届出先
漁業権、知事許可漁業者※	都道府県知事
大臣許可漁業者	農林水産大臣

※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することができます。

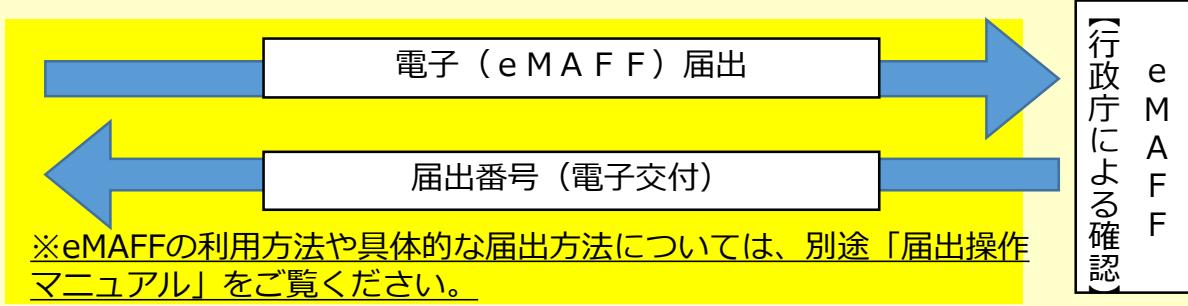
※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となります。

### 4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁の確認・受理後、届出者へ届出番号を通知します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

基産都  
づ大道  
き臣府  
採許の  
捕可事  
を行、又  
う免許  
者許農  
等林に水



# 水産流通適正化制度において事業者が鳥取県へ届出を行う際に、添付が必要な書類

## 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕権限を証明する書類等の提出**が必要です。鳥取県へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

### 1 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	鳥取県知事の許可・免許のみを受けた採捕者	組合員行使権に基づく採捕者	その他のケース※2
採捕する権限を証する書類 【組合員行使権を有することを証する書類等※1】	×	○ ※2	個別にご連絡下さい
委任状 【代理人（漁協、行政書士等）が届出する場合】	○	○	○

### 2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	鳥取県知事の許可・免許のみを受けた採捕者	組合員行使権に基づく採捕者	その他のケース※3
採捕する権限を証する書類 【組合員行使権を有することを証する書類等※1】	×	×	個別にご連絡下さい
漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類 【事業報告書等】	×	×	×
委任状 【代理人（行政書士等）が届出する場合】	○	○	○

※1 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規定による採捕権限を有することを証する書類

※2 県で権利の有無が確認できる場合は、不要

※3 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限を有している場合などを想定

## 水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

**専ら消費者に対し販売、提供する場合は、届出は不要**です。

### 1 届出項目

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
- (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）  
※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

### 2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等  
※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

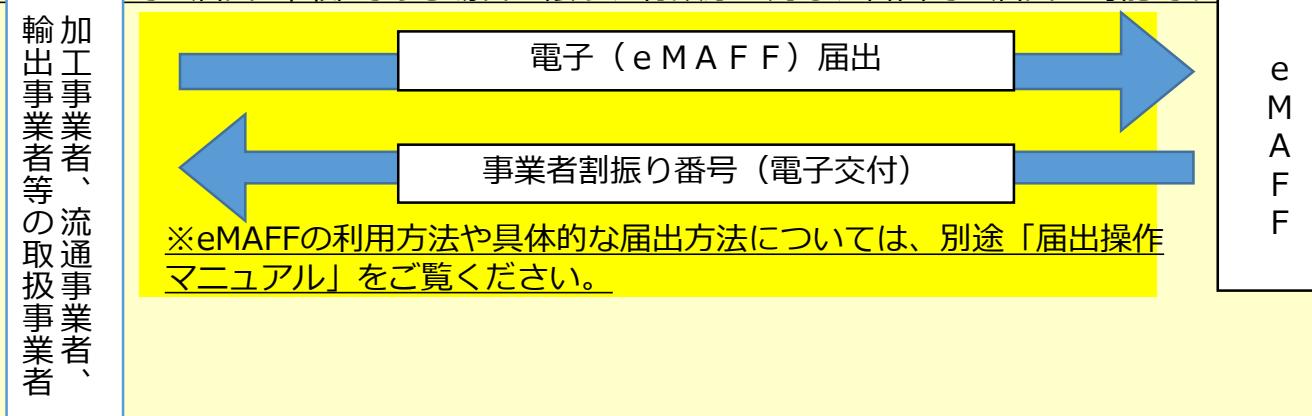
### 3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

### 4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。



## 水産流通適正化制度において事業者が鳥取県へ届出を行う際に、

### 添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要ですが、一部省略することができます。鳥取県へ届出を行う際の添付書類は、以下のとおりです。

#### 1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	<b>不要</b>	—
定款及び登記事項証明書	—	<b>不要</b>

※ e M A F F で届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

#### 2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 (代理届出を含む)

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	○	—
定款及び登記事項証明書	—	○
委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】	○	○